

亀山市告示第93号

次のとおり公印を廃止したので、亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

平成28年3月31日

亀山市長 櫻井義之

区分	名称	印影	使用範囲	廃止の日	個数
廃止	関保育園印	(略)	園名の文書用 及び褒賞用	平成28年3月 31日	1
廃止	亀山市高齢障 がい室長印	(略)	室長名による 文書用	平成28年3月 31日	1
廃止	亀山市健康推 進室長印	(略)	室長名による 文書用	平成28年3月 31日	1
廃止	関保育園長印	(略)	園長名の文書 用及び褒賞用	平成28年3月 31日	1